



国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所
☎0282 (22) 4131

付加年金のご案内

付加年金とは、国民年金の第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、将来、老齢基礎年金に上乗せして支給される制度です。

厚生年金などの加入者や、その人に扶養されている第3号被保険者は加入できません。逆に、農業者年金に加入している方は、必ず納付しなければなりません。



付加年金保険料を納付している方は、申し出ることでも納付をやめることができます。その場合でも掛け捨てにはなりません。

加入を希望される方は、年金手帳と印鑑を持って市民課へお越しください。

付加年金の保険料

保険料は月額400円です。

受給額の計算式は、年額200円×付加保険料納付月数となります。

つまり、付加年金を2年間受給すれば、納付した付加保険料総額と同額を取り戻すこととなります。

■付加保険料を10年間（120月）納付した場合

付加保険料（納付額） 400円×120月＝48,000円

付加年金額（年額） 200円×120月＝24,000円

※上記の付加年金額は、65歳から受給した場合の年金額です。

注意事項

- ・付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。
- ・付加年金は申し込みの日から加入となります。さかのぼっての加入はできません。
- ・国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入することができません。
- ・付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありませんが、老齢基礎年金を繰上げ・繰下げ請求した場合は、付加年金も減額率・増額率に応じて増減されます。

年金豆知識 ～よくある相談事例～

Q1 結婚してサラリーマンである夫の被扶養者になりましたが、昭和61年3月までの国民年金第3号被保険者の記録がもれています。なぜですか？

A1 国民年金第3号の制度が始まったのは「昭和61年4月」からだからです。

昭和61年3月までは、厚生年金保険などの被用者年金制度加入者の配偶者の方には、国民年金への強制的な加入義務はなく、申し出により加入できる任意加入となっていました。

Q2 国民年金第3号被保険者である妻（または夫）の保険料は、第2号被保険者である夫（または妻）の給料から天引きされるかたちで納付しているのではありませんか？

A2 保険料は配偶者の給料から天引きされているわけではありません。

国民年金第3号被保険者の方の保険料は、その配偶者の加入する被用者年金制度から拠出金として負担しており、第2号被保険者である配偶者のご夫婦2人分の保険料を納めているわけではありません。

なお、国民年金第3号被保険者の期間は、「保険料納付済期間」となります。

Q3 私は、大学生だった平成2年8月に20歳になりましたが、国民年金の加入が平成3年4月からとなっています。なぜですか？

A3 学生の国民年金加入が義務付けられたのは「平成3年4月」からだからです。

大学などの学生の場合は、平成3年3月まで、20歳以上であっても国民年金は任意加入でした。しかし、国民年金に加入していない期間に発生したけがや病気では障がい年金の対象にならないこともあり、平成3年4月から国民年金加入を義務付けることになりました。

Q4 年金手帳が複数ありますが、私の年金記録は大丈夫？

A4 平成9年から、厚生年金保険や国民年金などの記録は、1つの基礎年金番号で管理しています。

年金手帳を複数お持ちの方は、年金の請求手続きをする際に記録がもれる可能性がありますので、年金事務所にご相談ください。